

| 名称・連絡先 | 宛名 | 管轄区域 |
|---|--------------|---|
| 北海道産業保安監督部 電力安全課 札幌市北区北八条西2丁目 札幌第1合同庁舎 電話:011-709-1725 | 北海道産業保安監督部長 | 北海道 |
| 関東東北産業保安監督部 東北支部電力安全課 宮城県仙台市青葉区本町3丁目2 番23号 仙台第2合同庁舎 電話:022-221-4952 | 関東東北産業保安監督部長 | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県 |
| 関東東北産業保安監督部 電力安全課 さいたま市中央区新都心1の1 さいたま新都心合同庁舎1号館 電話:048-600-0387 | 関東東北産業保安監督部長 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡 |
| 中部近畿産業保安監督部 電力安全課 名古屋市中区三の丸2の5の2 電話:052-951-2817 | 中部近畿産業保安監督部長 | 長野県、愛知県、岐阜県(北陸産業保安監督署及び近畿支部の管轄区域を除く。)、静岡県(関東東北産業保安監督部の管轄区域を除く。)、三重県(近畿支部の管轄区域を除く。) |
| 中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署 富山市牛島新町11番7号 電話:076-432-5580 | 中部近畿産業保安監督部長 | 富山県、石川県、岐阜県のうち飛騨市(平成16年1月31日における旧吉城郡神岡町及び宮川村(昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。))の区域に限る。)、郡上市(平成16年2月29日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。)、福井県(近畿支部の管轄区域を除く。) |
| 中部近畿産業保安監督部 近畿支部電力安全課 大阪市中央区大手前1の5の44 大阪合同庁舎第1号館 電話:06-6966-6047 | 中部近畿産業保安監督部長 | 滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(中国四国産業保安監督部の管轄区域を除く。)、福井県のうち小浜市、三方郡、大飯郡、三方上中郡、岐阜県のうち不破郡関ヶ原町(昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。)、三重県のうち熊野市(昭和29年11月2日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。)、南牟婁郡 |
| 中国四国産業保安監督部 電力安全課 広島市中区上八丁堀6の30 広島合同庁舎2号館 電話:082-224-5742 | 中国四国産業保安監督部長 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市(昭和38年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。)、香川県のうち小豆郡、香川郡、愛媛県のうち今治市(平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。)、越智郡 |
| 中国四国産業保安監督部 四国支部電力安全課 高松市サンポート3-33 電話:087-811-8587 | 中国四国産業保安監督部長 | 徳島県、香川県(中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。)、愛媛県(中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。)、高知県 |
| 九州産業保安監督部 電力安全課 福岡市博多区博多駅東2の11の1 福岡合同庁舎 電話:092-482-5521 | 九州産業保安監督部長 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 |
| 那覇産業保安監督事務所 保安監督課 那覇市おもろまち2の2の1 電話:098-866-6474 | 那覇産業保安監督事務所長 | 沖縄県 |